

## 令和5年第3回川本町議会臨時会会議録

(第1日目) 令和5年5月18日 午後3時00分開議

- 議 長 定刻となりましたので、ただいまから令和5年第3回川本町議会臨時会を開会いたします。
- 々 ただいまの出席議員数は、8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
- 々 なお、お知らせしておきますが、片岡議員より欠席届が出されておりますのでご報告いたします。
- 々 それではただちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお配りしているとおります。
- 々 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長におきまして、3番圓山議員、4番本山議員を指名いたします。
- 々 日程第2、「会期の決定」の件を議題といたします。  
本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)  
異議なしと認めます。
- 々 よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定いたしました。
- 々 お諮りいたします。  
本議会における会議録の作成において、発言中の単純な言い間違いなどについては、発言の趣旨を変更しない範囲で議長において訂正したいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)  
異議なしと認めます。
- 々 よって、そのように「決定」いたしました。

議 長 日程第3、「町長あいさつ」を行います。番外野坂町長。

番外  
野坂町長 本日、令和5年第3回川本町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。3年以上にわたり私たちの暮らしや事業に大きな影響を与えてきた新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、5月8日から5類に移行されました。この間、感染症の蔓延防止と社会経済活動の両立に向けた対策にご尽力いただきました医療従事者の方々を始めとする全ての皆さまに心より感謝申し上げます。政府や県の対策本部が廃止されたことに伴い、町としての対策本部も廃止いたしました。今後の推移により対策を検討する必要が生じた際には、管理職で構成する常設の庁議における協議により対応していくことといたしておりますので、皆さまには引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。一方でこの感染症による社会経済への影響が長期化する中、この度、先に政府が決定された収入減少や食費等の物価高騰等により、取りわけ大きな影響を受けている低所得の子育て世帯への特別給付に必要な予算案を取りまとめました。また、このたび増枠された電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を財源とした更なる対策につきましては、6月定例会に提案する準備を進めているところでございます。本日ご提案申し上げます案件は、予算案件1件、条例案件2件でございます。議員の皆さまには、何卒よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 以上で、町長あいさつを終わります。

々 日程第4、「議案第21号、令和5年度川本町一般会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

々 執行部から、提案理由の説明を求めます。番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総  
務財政課長 それでは、「議案第21号、令和5年度川本町一般会計補正予算（第1号）」について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,816千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,693,624千円とするものです。

補正の内容につきましては、10ページをご覧ください。

歳入補正額につきましては、国庫支出金が3,816千円の増。歳出補正額につきましては、民生費が3,816千円の増です。詳しくは資料で説明

番外瀬上総  
務財政課長

いたしますので11ページをご覧ください。今回の補正は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業です。

1. 現状と課題及び必要性として、子育て世帯は、子育ての負担に加えて、新型コロナによる影響が長期化し、収入減少や食費等の物価高騰等により家計が圧迫されていること。そのことに対応するため政府が、特に影響を受ける低所得の子育て世帯への給付金の支給を令和5年3月28日に閣議決定しております。2. 目的としましては、先ほど述べました、影響を特に受ける低所得の子育て世帯への支援です。3. 概要としましては、支給対象者は①児童扶養手当受給世帯。見込み数は35人。②としまして、①児童扶養手当受給世帯以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯、見込み数が35人を想定しております。※(こめじるし)として、①②とも令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の受給世帯が対象ですが、その後これらの条件を満たし且つ令和5年3月31日時点において18歳未満の子どもがいる。または、来年2月末までに生まれた乳児についても、申請をいただき支給する事となります。表には支給対象者と非課税世帯及び課税世帯との関係を図示しております。次に給付額は、子ども1人あたり5万円を口座に振り込みます。これは国の制度に基づく金額となります。支給予定日は、今月30日。なお先ほど述べました新たに条件を満たした世帯につきましては、随時支給をしております。4. 補正額につきましては、歳入の国庫補助金が3,816千円。内訳として①児童扶養手当受給世帯が1,908千円。②、①以外の非課税世帯分が1,908千円です。歳出の給付金が3,816千円。内訳として①、②世帯への給付金が3,500千円。給付に係る事務費として、時間外勤務手当や消耗品等に対しまして316千円を計上しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

以上で、執行部からの提案理由の説明を終わります。

々

これより質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。  
(「……………」)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「……………」)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々

これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。

議 長 「議案第21号」に、賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第21号」は、原案のとおり「可決」されました。

々 次に、日程第5「議案第22号、専決処分の承認を求めることについて《川本町税条例の一部を改正する条例の制定について》」及び、日程第6「議案第23号、専決処分の承認を求めることについて《川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》」を一括議題といたします。

々 執行部から、提案理由の説明を求めます。番外櫻本町民生活課長。

番外櫻本町 民生活課長 「議案第22号、専決処分の承認を求めることについて」説明させていただきます。

この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により承認を求めます。

専決処分の事項は、「川本町税条例の一部を改正する条例の制定について」で、専決処分年月日は令和5年3月31日です。

専決処分の理由および改正概要について、34ページの資料にて説明いたします。まず、専決処分の理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律他、地方税法の政令等の一部改正が令和5年3月31日にそれぞれ公布され、原則同年4月1日から施行となることに伴い、川本町税条例の一部を改正し、令和5年4月1日から施行させる必要があったためです。

改正の概要ですが、地方税法の改正のうち主なものとして、軽自動車税について記載しております。①の環境性能割の税率区分の見直しとして、現行の税率区分を令和5年12月まで据え置く一方、電動車の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げることとなっております。②の種別割のグリーン化特例については、環境性能割と併せて、より環境性能の良い普及を後押しする観点から、グリーン化特例の適用期限を一部を除き令和8年3月31日までの3年間延長するもので、本条例附則にて改正を行っております。その他、地方税法等の改正に伴う所要の改正を行っております。

附則としまして、施行期日と各税項目における経過措置について規程をしております。

以上、ご承認のほど、よろしく願いいたします。

番外櫻本町  
民生活課長

続きまして「議案第23号、専決処分の承認を求めることについて」、説明させていただきます。

この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしますので、同条第3項の規定により承認を求めるものです。

専決処分の事項は「川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」で、専決処分年月日は、令和5年3月31日です。

専決処分の理由および改正概要については、13ページの資料にてご説明します。まず、専決処分の理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律他、地方税法の政令等の一部改正が令和5年3月31日にそれぞれ公布され、同年4月1日から施行となることに伴い、川本町国民健康保険税条例の一部を改正し、令和5年4月1日から施行させる必要があったためです。

改正の概要については、まず第2条において、課税限度額の引き上げとして、後期高齢者支援金等課税額が20万円から22万円に引き上げられており、中間所得層の被保険者の負担に配慮した課税限度額の引き上げとなっております。第20条において、軽減判定所得の見直しがされており、被保険者等の数に乗すべき金額を5割軽減基準額については28万5千円から29万円に、2割軽減基準額については、52万円から53万5千円に引き上げられております。その他、文言整理等、所要の改正を行っております。

附則としまして、この条例は令和5年4月1日から施行し、この条例による改正後の川本町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしております。

以上、ご承認のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

以上で、執行部からの提案理由の説明を終わります。

々

これより、ただいま議題となっております2議案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「・・・・・・・・」)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々

「議案第22号、専決処分の承認を求めることについて《川本町税条例の一部を改正する条例の制定について》」、討論を行います。

討論はありませんか。

(「・・・・・・・・」)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。



川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員